

協議文

令和 年(20 年) 月 日

滋賀県知事 様

(経由 所管土木事務所長)

(協議先 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室長)

事業主 (住所)

(氏名)

流域治水の推進に関する条例第 25 条第 1 項の規定に関する協議について

流域治水の推進に関する条例第 25 条第 1 項の規定に基づき、今般計画している盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しましたので、関係図書を添えて協議します。

記

1	路線名、事業名	
2	工区名	
3	起点地先名～終点地先名	
4	工区延長	km
5	盛土等の区分、規模	設置・改変・撤去（該当するものに○） 高さ最大 m

著しい浸水被害が生じないよう配慮した事項 【事業主記載欄】	☐ 盛土等の実施前後の想定浸水深を評価し、盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないことを確認しました。 ・具体的な配慮事項は、次のとおり。 ☐ 河川管理施設等構造令に適合した橋梁等の設置 ☐ 既存排水路の機能を確保するための排水路の設置 ☐ 氾濫流の滞留を回避するための避溢橋等の設置 ☐ その他（ ）
--------------------------------------	--

(担当者 所属・職氏名・連絡先 電話番号)